

# 要 保 存

## 個人情報取扱いに関する細則

### （責務）

第1条 本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規則に基づき、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正におこなう。

### （個人情報の定義）

第2条 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、連絡先その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。

### （管理者）

第3条 本会における個人情報の管理者は会長とする。

### （取扱者）

第4条 本会における個人情報の取扱者は役員会・常任委員会および役員候補者選考委員会とする。

### （守秘義務）

第5条 個人情報の管理者および取扱者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

### （個人情報の取得）

第6条 個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め公開し、原則として本人から直接取得する。また円滑なPTA活動を行うために以下の情報を取得する。

- （1）会員の氏名、連絡先（住所・電話番号・メールアドレス）
- （2）会員の子どもの氏名・クラス・出席番号
- （3）必要に応じ、会員や会員の子どもの写真

### （個人情報の利用目的）

第7条 取得した個人情報は以下の目的のために利用する。

- （1）PTAの活動における連絡および名簿の作成
- （2）広報紙の作成などにおける写真等
- （3）関係機関および関係団体からの依頼

(管理)

第 8 条 個人情報、管理者または取扱者が適正に管理・保管する。また、不要となった個人情報は、管理者立会いのもとで適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管および持出等)

第 9 条 個人情報は、それを取り扱う電子機器・電子媒体に、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態を維持し保管する。また、持ち出す場合は電子メールでの送付を含め、パスワードをかけるなど適切におこなう。  
紙媒体においては、鍵のかかる金庫において適切に保管する。

(第三者提供の制限)

第 10 条 個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供をおこなわないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(情報の開示等)

第 11 条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(情報漏えい対策)

第 12 条 個人情報を漏えい(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。

(苦情の処理)

第 13 条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

附則

本細則は、平成 29 年 10 月 13 日より施行する。